

## 学位論文要旨および審査要旨

## 〔博士（学術）〕

氏名 宮首 弘子

〈学位〉種類	博士(学術)	論文項目	通訳者の主体性と訳出の等価性-日中会議
授与番号	博甲国第35号		通訳者と医療通訳者の意識調査に基づいて-
授与年月日	平成28年3月3日	論文審査員	主査 塚本 尋
授与の条件	学位規程第5条		副査 塚本 慶一 修 剛

## 学位論文の要旨

本研究は、通訳者の主体的判断の所在とあり方を取り扱う。通訳者は異言語の発話者と受話者の間に情報・意思の伝達すなわちコミュニケーションを成立させる役割を担う存在である。しかしながら通訳者は通常黒衣と隠喩されるように、コミュニケーションを成立させる介助者に過ぎないと認識されている。そこには受身的で主体性のない判断をするだけの言語変換の存在という含意がある。現実に通訳者の「足さず引かず変えず」通訳を行うという一般原則は、通訳者の主体的な判断の存在を否定するものと受け取られている。

問題の背景として通訳現場の現実がある。通訳者が「正確な訳」あるいは「等価な訳」を実現するために黒衣に徹すべきか黒衣を越えた表現者になるべきかという通訳の役割に対する一種のジレンマに陥るといふ現実である。国際会議通訳から職業的な確立されてきた通訳者であるが、一国内で異言語者に対する情報提供のためにコミュニティ通訳者の必要性が高まっていて、双方向のコミュニケーションである対話通訳者は言語変換以外の役割を生じる可能性がある。本研究の問題意識は、現場での役割の変化は通訳者の主体的な判断を必要としているのではないか。そうであるならば、通訳者を養成するにあたって、通訳者の主体性を肯定的に捉えて教育に反映させる必要があるのではないか、ということである。本研究では上記の問題意識から研究目的を次の二点に設定した。

- ① 通訳の現場で通訳者の役割は受動的で主体性の低い「発話者の忠実な代理人」と能動的で主体性の高い「コミュニケーションの仲介役」との間で動的変化をするのではないか。
- ② 通訳者の役割に「忠実」と「仲介」が求められるならば、「等価な訳」を追求（等価的判断）するとはどういう意味か。そこで通訳者の主体性（主体的判断）を肯定的に捉えられないのか。

これらのテーマを解明するために、通訳形態が異なり通訳者の主体性も異なるのではないかと予想される会議通訳と医療通訳の二つの形態の通訳者にインタビューを行い、その記録を分析考察する。その結果を基に通訳者の主体的判断を肯定的に捉える枠組みを提供することが、本論文の目的である。

本論の構成と内容は以下のとおりである。

第1章では、通訳翻訳理論の基本的な分析軸を設定して、第2章、第3章の分析考察の枠組みとする。通訳翻訳理論として、歴史的に大別して二つのアプローチがある。等価翻訳理論と機能主義翻訳理論である。等価翻訳理論はナイダ等を出発点としているが、翻訳プロセスの設定や等価翻訳の概念が有用とされている。特に形式的等価と動的等価の区別は翻訳の原理として有用であるが、動的等価には異文化間でのコンテキストの相違を反映させた言語間転移という含意があり、このことは翻訳者の主体的な判断によるものとされる。機能主義翻訳理論はフェアメア等によって提供されてきた理論であるが、翻訳目的（スコポス）に応じた翻訳を志向するという視点と受話者の受容を発話者への忠実・等価に優先させるといふ主張が有用であるとされる。この視点は翻訳論の歴史において起点テキスト志向から目標言語志向に変換させたとも評価されるものである。本研究では特に機能主義翻訳理論の研究者である藤濤文子の解釈を準用して、翻訳者の主体性を生み出す要因は発話者と受話者の間にある言語文化の差および通訳現場のコミュニケーション状況に基づくものであるとして、分析考察の基軸にしている。

第1章ではさらに通訳者の職業的確立と主体的判断の制約に関連があることを指摘し、会議通訳者の通訳理論として定着している意味の理論や通訳努力モデルが機能主義翻訳的であると同時に等価翻訳を目指したものであり、通訳者及び学習者の主体的判断養成の必要性が認められる。またコミュニティ通訳の必要性が社会的に高まっていることから、通訳者の主体的判断の制約と逸脱行為の葛藤が生じていることを概観する。

第1章のまとめとして、等価翻訳理論と機能主義翻訳理論から通訳者の主体的判断について次のような概念定義を提示した。

- ・通訳者が発話STと発話者のコンテキストSCから意味と形式を判断するのが「等価的判断」であり、発話者のコンテキストSCと受話者のコンテキストTCから受話者の受容を判断するのが「主体的判断」である。
- ・通訳者が社会・文化コンテキストからメッセージに主体的に情報を付加・削除する「コミュニケーション調整」の機能は、通訳者の主体的判断である。

通訳者の主体的判断と等価的判断は相反するものではなく、二つの判断が相俟ったものが動的等価であり、等価の困難を克服するために等価的判断を逸脱して社会的・文化的コンテキストから主体的に情報を調整する機能が「コミュニケーション調整」ということである。問題は、通訳者の主体的判断がどこまで適切でどこまで許容範囲なのかの基準がないと思われる点である。特にコミュニケーション調整機能については、自由な裁量は通訳者による場の統制や情報操作も可能とするゆえに、行動規範や訓練指針が必要とされる点である。そこで、筆者は新たな仮説として、次のように提起した。

- ・通訳者は行動規範として、「動的等価」を最大化し「コミュニケーション調整」機能を極小化するように主体的判断をする。

これらの定義と仮説に基づき、異言語間の言語文化差および発話者と受話者のコミュニケーション状況に対応する通訳者の判断を以下の章で分析考察する。

第2章では、中国語会議通訳者からインタビュー形式で聞き取った記録を基に、通訳現場での会議通訳者の認識と判断について分析考察する。会議通訳者は基本的にフリーランスの職業通訳者であり、会議の主催者がクライアントになるが、国際会議の主催者は行政機関である場合が多いものの、民間や企業の会議あるいは放送通訳のような形態のものもあり多様な状況である。通訳形態は大別して同時通訳・逐次通訳に分かれるが、同時通訳の一種として放送通訳また多言語を繋ぐリレー通訳が区分される。当該の会議通訳者はいずれも中国語通訳業界を牽引する存在であり、各人の取り扱う分野は多岐に渡っている。

- ・通訳者の役割について:コミュニケーションの橋渡しであるとの認識が包括的である。結果的に黒衣に写るという認識もある。共通して役割は通訳の形態(同時・逐次など)によって大きく変化するものではなく、メッセージ・情報を正しく伝える役割は基本であるとしている。
- ・言語文化差への対応について:中国社会の変化は激しく、社会現象を表す表現、特に新語の認識は困難で使用にはリスクが伴う。時間制約から借用が有用な方略となることもあり、また背景知識の蓄積が重要であることが確認された。
- ・コミュニケーション状況への対応:会議通訳者のコミュニケーション状況を左右するものとして、事前準備の充実、発話者の原稿の有無、発話者と通訳者自身の情報の差が共通している。これらは何よりも通訳における時間制約を念頭に置いたものであり、時間制約への対応として捉えられる。また通訳の形態が違えば時間制約の状況が異なることから縮約や確認のような通訳方略が用いられることもある。そこから会議通訳者が時間制約の中で訳の等価を最大限に追求していることが確認された。

第3章では、会議通訳と対比される対話通訳の代表として、第一線の医療通訳者から聞き取ったインタビュー記録を基に、通訳現場での医療通訳者の判断について分析考察する。日本国内の医療通訳の現状はボランティア団体によって運営・派遣されており、クライアントは地方自治体であり公共サービスの一環という位置づけである。本章における調査研究では、神奈川県内で医療通訳サービスを提供する「NPO法人多言語社会リソースかながわ」の協力のもとに、設立当時から10年以上医療通訳を担ってきたベテラン通訳者6名にインタビューを行った。通訳時の使用言語は中国語2名、英語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語各1名で、全員設立以来のベテラン通訳者である。

- ・通訳者の役割について:通訳者の機能として異言語間翻訳機能のみならず、異なる文化・地域・教育レベル間の仲介機能や患者の利益擁護機能への肯定的な意識が確認された。
- ・言語文化差への対応について:言語に特有の曖昧さをいかに克服するかを課題としている。また診療文化や習慣の違いについて、医療従事者への橋渡しが必要との認識が確認された。
- ・コミュニケーション状況への対応について:患者の状況は多種多様であり、患者の理解を深めるために、待合室での聞き取りが重要であることが示された。また複雑なコミュニケーション状況下におかれ、通訳の目的達成のために時には通常通訳の役割の変化と拡大を強く意識していることが確認された。同時に主体性制約的な倫理規定への強い順守意識も確認された。

第4章は結論部である。今回の会議通訳者と医療通訳者へのインタビューから、通訳の現場では、通訳者は時と場合・対象・目的・時間制約といったコミュニケーション状況の主体的判断を優先させ、発話テキストに対し言語・文化的に最適と思われる等価的判断を追求するよう通訳方略を選択している、という認識に至った。またコミュニケーション調整機能は状況の変化に応じて通訳方略を動的に変化させる機能であり、多く制約的であり、その場合通訳者自身において役割の変化として認識される。

まとめとして、通訳者の主体的判断は参加者双方のコンテキストに考慮した判断であり、発話テキストに直接依存しないことから、通訳者の幅広い知識と経験が問われるところであり、一流の通訳者が評価される能力である。この点で、通訳者の主体的判断の養成は通訳の質の向上に不可欠であることが明確になったと考える。

## 論文審査結果の要旨

### 一、論文の構成と内容

宮首弘子氏より提出された博士学位請求論文「通訳者の主体性と訳出の等価性—中国語会議通訳者と医療通訳者の意識調査に基づいて—」は、次の各章により構成されている。

はじめに  
問題の背景  
問題の所在  
本論文の目的  
本論文の構成

- 第1章 翻訳通訳者の主体的判断に関する理論的背景
  - 1-1 通訳翻訳理論における翻訳通訳者の主体的判断
    - 1-1-1 等価翻訳論
    - 1-1-2 機能主義翻訳論
  - 1-2 通訳者における主体的判断の必要性
    - 1-2-1 会議通訳者の職業的確立と主体的判断の制約
    - 1-2-2 対話通訳者の主体的判断
  - 1-3 通訳者養成における主体的判断の必要性
    - 1-3-1 学習者の努力モデル
    - 1-3-2 通訳の制約と資源の認識

- 1-3-3 学習者の主体的判断の必要性
- 第1章のまとめ
- 第2章 会議通訳者の主体的判断についての分析・考察
  - 2-1 会議通訳者へのインタビューの目的と調査方法
    - 2-1-1 インタビューの目的
    - 2-1-2 調査方法
  - 2-2 通訳の規範と通訳者の役割の認識
    - 2-2-1 通訳者の役割認識
    - 2-2-2 通訳現場における役割の変化
    - 2-2-3 通訳倫理規定に対する認識
    - 2-2-4 訳出の等価性に対する認識
    - 2-2-5 通訳者の中立的立場とは
  - 2-3 言語文化の差への対応
    - 2-3-1 語順や語尾の処理・感覚的な言葉
    - 2-3-2 和歌・漢詩・成語や熟語
    - 2-3-3 新語・外来語
    - 2-3-4 イデオロギーや社会問題を反映する政策用語
  - 2-4 コミュニケーション状況への対応
    - 2-4-1 中国語会議通訳者の担当分野
    - 2-4-2 事前準備

## 学位論文要旨および審査要旨

- 2-4-3 原稿あり・なし
- 2-4-4 通訳案件の目的に対する認識
- 2-4-5 話し手と聞き手の知識・情報の差
- 2-4-6 通訳形態によって通訳方略が異なる
- 2-4-7 理想の通訳基準から逸脱する場合

## 第2章のまとめ

## 第3章 医療通訳者の主体的判断についての分析・考察

- 3-1 医療通訳者へのインタビューの目的と調査方法
  - 3-1-1 医療通訳の目的
  - 3-1-2 医療通訳者の役割
  - 3-1-3 医療通訳者の主体的判断と通訳方略の特徴
  - 3-1-4 医療通訳者の主体的判断の調査方法
- 3-2 通訳者の役割についての認識
  - 3-2-1 翻訳機能
  - 3-2-2 異なる文化・地域・教育レベル間の仲介機能
  - 3-2-3 患者の利益擁護機能
  - 3-2-4 中立性を保ちつつ患者に寄り添う姿勢
  - 3-2-5 役割の動的変化
- 3-3 言語文化の差への対応
  - 3-3-1 曖昧な日本語の表現の場合
  - 3-3-2 等価な表現がない場合
  - 3-3-3 診療文化の差
  - 3-3-4 生活習慣の差
- 3-4 コミュニケーション状況への対応
  - 3-4-1 情報(権力)・知識の差
  - 3-4-2 コミュニケーションの調整が必要な場合
  - 3-4-3 患者との信頼関係醸成(待合室で)

## 第3章のまとめ

## 第4章 通訳者の主体的判断再考

- 4-1 会議通訳者と医療通訳者の比較考察
- 4-2 通訳者の主体的判断と通訳方略の選択
- 4-3 通訳者の主体的判断と通訳者の実践

## おわりに

## 参考文献

本研究は、通訳者の主体的判断の所在と在り方を取り扱っている。通訳者は、異言語の発話者と受話者の間に情報・意思の伝達すなわちコミュニケーションを成立させる役割を担う存在である。しかしながら、黒衣と隠喩されるように、コミュニケーションを成立させる介助者に過ぎないと認識されている。そこには受身的で主体性のない判断をするだけの言語変換の存在という含意がある。現実に通訳者の「足さず引かず変えず」通訳を行うという一般原則は、通訳者の主体的な判断の存在を否定するものと受け取られている。

問題の背景として、通訳現場の現実がある。通訳者が「正確な訳」あるいは「等価な訳」を実現するために黒衣に徹するべきか黒衣を越えた表現者になるべきかという通訳の役割に対する一種のジレンマに陥るといふ現実である。国際会議通訳の形で職業的に確立されてきた通訳者であるが、一国内で異言語話者に対する情報提供のためにコミュニティ通訳者の必要性が高まってきており、双方向のコミュニケーションである対話通訳者は言語変換以外の役割を生じる可能性がある。筆者の問題意識は、「現場での役割の変化は通訳者の主体的な判断を必要としているのではないか。そうであるならば、通訳者を養成するにあたって、通訳者の主体性を肯定的に捉えて教育に反映させる必要があるのではないか」という点にある。

そこで、研究目的として次の二点を設定している。

- ① 通訳の現場で通訳者の役割は受動的で主体性の低い「発話者の忠実な代理人」と能動的で主体性のある「コミュニケーションの仲介役」との間で動的変化をするのではないか。
- ② 通訳者の役割に「忠実」と「仲介」が求められるならば、「等価な訳」を追求(等価的判断)するとはどういう意味か。そこで通訳者の主体性(主体的判断)を肯定的に捉えられないのか。

これらのテーマを解明するために、筆者は、通訳形態が異なり通訳者の主体性も異なるのではないかと予想される会議通訳と医療通訳の二つの形態の通訳者にインタビューを行い、その記録を分析考察している。その結果を基に通訳者の主体的判断を肯定的に捉える枠組みを提供することを、本論文の目的であるとしている。

第1章では、通訳翻訳理論の基本的な分析軸を設定して、第2章、第3章の分析考察の枠組みとしている。通訳翻訳理論として、歴史的に大別して二つのアプローチがある。等価翻訳理論と機能主義翻訳理論である。等価翻訳理論はナイダ等を出発点としているが、翻訳プロセスの設定や等価翻訳の概念が有用とされている。特に形式的等価と動的等価の区別は翻訳の原理として有用であるが、動的等価には異文化間でのコンテキストの相違を反映させた言語間転移という含意があり、このことは翻訳者の主体的な判断によるものとされる。機能主義翻訳理論はフェアメア等によって提供されてきた理論であるが、翻訳目的(スコパス)に応じた翻訳を志向するという視点と受話者の受容を発話者への忠実・等価に優先させるという主張が有用であるとされる。この視点は翻訳論の歴史において起点テキスト志向から目標言語志向に変換させたものとも評価されるものである。本研究では特に機能主義翻訳理論の研究者である藤濤文子の解釈を準用して、翻訳者の主体性を生み出す要因は発話者と受話者に間にある言語文化の差および通訳現場のコミュニケーション状況に基づくものであるとして、分析考察の基軸にしている。

第1章ではさらに通訳者の職業的確立と主体的判断の制約に関連があることを指摘し、会議通訳者の通訳理論として定着している「意味の理論」や「通訳努力モデル」が機能主義的であると同時に等価翻訳を目指したものであり、通訳者及び学習者の主体的判断養成の必要性が認められる。またコミュニティ通訳の必要性が社会的に高まっていることから、通訳者の主体的判断の制約と逸脱行為の葛藤が生じていることを概観している。

第2章では、中国語会議通訳者からインタビュー形式で聞き取った記録を基に、通訳現場での会議通訳者の認識と判断について分析考察している。会議通訳者は基本的にフリーランサーの職業通訳者であり、会議の主催者がクライアントになるが、国際会議の主催者は行政機関である場合が多いものの、民間や企業の会議あるいは放送通訳のような形態のものもあり多様な状況である。通訳形態は大別して同時通訳・逐次通訳に分かれるが、同時通訳の一種として放送通訳また多言語を繋ぐリレー通訳が区分される。インタビューに応じた会議通訳者はいずれも中国語通訳業界を牽引する存在であり、各人の取り扱う分野は多岐に渡っている。本章では、①通訳者の役割について、②言語文化差への対応について、③コミュニケーション状況への対応について、という3つの切り口から、会議通訳者の実体験と証言に基づく事項を確認してまとめている。

第3章では、会議通訳と対比される対話通訳の代表として、第一

線の医療通訳者から聞き取ったインタビュー記録を基に、通訳現場での医療通訳者の判断について分析考察している。日本国内の医療通訳の現状はボランティア団体によって運営・派遣されており、クライアントは地方自治体であり公共サービスの一環という位置づけである。本章における調査研究では、神奈川県内で医療通訳サービスを提供する「NPO 法人多言語社会リソースかながわ」の協力のもとに、設立当時から 10 年以上医療通訳を担ってきたベテラン通訳者 6 人にインタビューを行っている。通訳時の使用言語は中国語 2 名、英語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語各 1 名で、全員設立以来のベテラン通訳者である。第 2 章での会議通訳者の現状把握に用いた 3 つの切り口、すなわち、①通訳者の役割について、②言語文化差への対応について、③コミュニケーション状況への対応について、医療通訳者の実体験と証言をもとに確認できた事項をまとめている。

第 4 章は、結論である。本論文作成にあたっての会議通訳者と医療通訳者へのインタビューから、筆者は、通訳の現場では、通訳者は時と場合・対象・目的・時間的制約といったコミュニケーション状況の主体的判断を優先させ、発話テキストに対し言語・文化的に最適と思われる等価的判断を追求するよう通訳方略を選択している、という認識に至ったこと。またコミュニケーション調整機能は状況の変化に応じて通訳方略を動的に変化させる機能であり、多く制約的であり、その場合通訳者地震において役割の変化として認識されることを指摘している。

最終的に筆者は、通訳者の主体的判断は参加者双方のコンテキストに考慮した判断であり、発話テキストに直接依存しないことから、通訳者の幅広い知識と経験が問われるところであり、一流の通訳者が評価される能力である。この点で、通訳者の主体的判断の養成は通訳の質の向上に不可欠であることが明確になったと結論づけている。

## 二、論文の価値

本論文についての評価は次の四点に集約できる。

- 1、翻訳通訳実践と研究に相応しいテーマで、チャレンジ精神に富む考察を行っていること。
- 2、最新の翻訳(通訳)の理論(等価翻訳理論と機能主義翻訳論)を踏まえたうえで考察を行い、理論の応用とそれにもとづく分析は適切であること。
- 3、中日・日中の先行研究を適格に把握し、インタビューのデータをいかしつつ、会議通訳と医療通訳における翻訳通訳の主体性を論じ、信憑性の高い結論を導き出していること。
- 4、適切に図表を用い、30 万字以上のインタビューの資料から論拠を導き、説得力があり、構成も合理的であること。

当該分野の研究に相応しいテーマに果敢に挑戦し、価値ある論考であると評価でき、筆者がここ数年来、このテーマにて研究考察を深め、実証を試みてきたものの現時点でのまとめといえる。『杏林大学外国語学部紀要』での発表にて、地道な研究の進捗状況が確認できる。すなわち、『杏林大学外国語学部紀要・第 25 号』(2013 年 3 月)「通訳者の主体性についての考察」、『杏林大学外国語学部紀要・第 26 号』(2014 年 3 月)「通訳者の主体性と通訳の等価性―日中通訳者養成の観点から―」、『杏林大学外国語学部紀要・第 27 号』(2015 年 3 月)「医療通訳者の主体的な判断について―機能主義翻訳理論の観点から―」という一連の論考である。

いずれも、筆者が、通訳・翻訳・教育などの現場での仕事の中で、

根本的に解明すべき重大な問題としての「通訳者の主体性」について取り組んできたものである。多文化共生の時代を迎えようとしている今日、国策としての取組が早晩とめられるコミュニティ通訳のありかたという現実的な問題を、学術面で正面から考察を進めようという画期的な仕事でチャレンジ精神に富むものであると高く評価できる。

課題としては、論述の部分にはより豊かな記述がなされればさらにより論文となるであろうし、膨大なインタビューの記録からは、さらにいくつもの事象についての論点が見いだせると思われるので、今後の研鑽を期待したいところである。

以上により、審査員一同は、本論文が博士(学術)の学位授与要件を十分に満たしていると判断する。

## 学位論文要旨および審査要旨

## 〔博士（学術）〕

氏名 呉 琳

〈学位〉種類	博士(学術)	論文項目	言いさし表現に関する日中対照研究		
授与番号	博甲国第 36 号				
授与年月日	平成 28 年 3 月 31 日	論文審査員	主査	塚本 尋	
授与の条件	学位規程第 5 条		副査	金田一 秀穂 萩原 稚佳子	

## 学位論文の要旨

本研究では、話し言葉による日中の言いさし表現を取り上げ、対照の分析を行い、その類似性と相違性に注目して、両言語における言いさし表現の使い方を探ることを目的とした。

本稿は次に示す全 5 章から構成される。第 1 章では、本稿の研究目的、中日の言いさし表現の先行研究、研究方法及び分析資料、データの収集について紹介した。第 2 章では、構文上から日中の言いさし表現の異同を明らかにして、特徴を考察した。第 3 章では、日中の言いさし表現の対応関係と使用状況について考察した。第 4 章では、「要請」と「申し出」、「理由説明」、「勧誘」、「断言を和らげる」、「断り」五つの機能においてポライトネス理論から、中日の言いさし表現の対訳戦略を考察した。第 5 章では本研究のまとめと今後の課題について述べた。考察の結果、次のようなことが分かった。

第 2 章では(1)構文上から見ると、日本語の場合は、品詞による言いさし表現の種類を考察したが、一番多いのは助詞で終わる文であるが、その助詞で終わる言いさし表現は更に分類することができ、その中には「接続助詞で終わる言いさし表現」の種類が多い。また、形容詞、形容動詞、動詞、助動詞で終わる言いさし表現もあると述べたが、量は僅かしかない。しかも、そのなかには話している途中で、「相手に邪魔された」、「割り込み」あるいは「他人のことを突然に気付いた」ことによる受動的な言いさし表現が多かった。

中国語の場合は、単文と複文に分けられた。中国語の単文は SVO の形で、その中から述部の省略と目的語の省略が見られた。複文においては、中国語の複文では連合複文と主従複文に分けられる。連合複文は、主節も従属節もともに独立性が強い。普通、主節と従属節のどちらか一つだけを省略しても、言いさし表現という感じを与えないようである。そこで、本稿との関連づけるのは主従複文である。主従複文の中において①転折複文 ②譲歩複文 ③因果複文 ④仮説複文は従属節だけ述べれば、結論が推測できる場合、主節を省略することができると見られた。

考察によって、日本語でも中国語でも文の成分が独立して文をなす能力が強いことがわかった。中国語には、格助詞、係助詞がないので、その言いさし表現のパターンはないが、それを除けば、日本語の言いさしのパターンはみな中国語でも見られた。ある成分が独立して文をなす可能性から見れば、両語はほとんど同じであると考えられた。②日本語の内部に言語構造の予測性によって、言いさし表現を可能にすることも少なくないであるが、中国語ではそういかないうちが多いので、言いさし表現の使用は日本語ほど多くない。

第 3 章では(2)日中の言いさし表現の対応関係についての考察は以下の通りである。

## ①対訳パターンの種類

## 【日本ドラマ】

A「日音声言いさし→中字幕言いさし」  
B「日音声言いさし→中字幕言いきり」  
C「日音声言い切り→中字幕言いさし」

## 【中国映画】

A「中音声言いさし→日字幕言いさし」  
B「中音声言いさし→日字幕言いきり」  
C「中音声言い切り→日字幕言いさし」

まずは A のパターン音声の言いさし表現そのまま字幕でも言いさし表現です共通点について次のように纏めた。①日本語の一般的な仮定を表す「なら・ば・と・たら」などの接続助詞で終わる言いさし表現が中国語の仮定を表す「如果」「要是」「万一」などの接続詞で繋いでる仮説複文と対応し、逆接を表す「けど・が類」などの接続助詞で終わる言いさし表現が中国語の転折複文と対応した。つまり対応しやすいのは、その本来の意味を持つ中国語とそれに相当する日本語の言いさしである。②日本語の「ちょっと」は婉曲的な断りをしたい場合や、内容をぼかしたい場合、軽視、いやな気持ちを込めて物事や人間を評価する場合、自分の見解や考え方を断言せず、中国語の副詞「有点…」と対応しやすいと見られた。さらに、日本語の「主語+は」と中国語の「主語+呢」は相手の情報を求めている場合は、日中の言いさし表現が対応していると見られた。

次は B のパターン音声の言いさし表現対訳字幕の言い切り表現である。まずは、日本語ドラマの場合においては、「日音声言いさし→中字幕言い切り」の頻度が非常に高い結果が出た。原因は二つがあると思われた。①は日本語では、「けど・が・から・て」などの接続助詞で言外の意味を表されているが、中国語には、接続助詞がないので、中国語にする時に、完全文の言い切り表現を使われるしかできない。具体的な状況と口調などで話し手の本当の意図を読み取る。②先行研究によると、日本語は「共話」の形で話されることが多く、中国語ならばどちらかと言えば「対話」な会話のほうが多いと指摘されていた。そこで、日本語の言いさしは、「共話的」な表現として「対話的」な会話しかできない中国語に訳される際に、意味から「残された」内容もすべて訳されているのではないであろう。

その一方 B のパターンの中国映画の場合においては、このパターンの頻度が非常に低い結果が出た。考察によると、中国人は面子を重視し、自分にとって、不都合が生じ、発話できなかった場合は、言いさし表現を使いやすい。それに対して、日本語の場合は最後まで言わないと、何かを表したいか分からない時もあるので、完全文の言いきり表現をしなければならぬ。

最後 C のパターン音声の言い切り表現対訳字幕の言いさし表現です。まずは、日本語ドラマの場合では「日音声言い切り→中字幕言いさし」

の頻度が低い結果が出た。原因はBのパターンの中国映画の場合同じように解釈できる。次は中国映画の場合ではこのパターンでの頻度が非常に高い結果が出た。原因は以下のようにまとめた。①中国語の完全文の文末に語気助詞「呀」「啊」「吧」、「呢」、「啦」などを追加することによって、語気を和らげて、暗示的な意思を表すことできる。本稿の考察により、語気助詞「啊・呢」の使用による言い切り表現は、「けど」類に訳される例文が多く見られ、それに語気助詞「啦」「吧」の使用による言いきり表現は、「なら・ば・と」類に訳される例文が多く見られ、話し手の勧めを表している。②完全文の文頭、文中、一部の不確定な副詞「差不多」、「也许」、「倒」、「恐怕」なども言外の意味を表すので、日本語訳の場合は言いさし表現になっている場合が多いと見られた。

以上の言いさし表現の日中対応関係の比較から、それぞれの言いさし表現の特徴が浮かびあがる。すなわち、日本語の言いさし表現は、言語表現を最小限にとどめようという特徴を持っているものと切り口上を避け、文末を濁すという特徴を持っているもの、両方において積極的に使われている。それに対して、中国語の言いさし表現はあまり使われていない、直裁な言い方が使われている。

(3) 日中の言いさし表現の使用状況についての考察は以下の通りである。

「情報要求」の機能においては、丁寧体レベルでも、普通体レベルでも、中国語は日本語より出現率が高いです。これは慣用的な表現形式の定着が高く、様式化された話し方が多く含まれているためではないかと考えられた。例えば、中国語には「主語+呢」(主語+は)の言いさし表現の形式が多く使われているからである。

丁寧度の観点から分かるように、「丁寧体」レベルにおける言いさし表現は日本語で多く用いられている、中国語ではほとんど使わなかった。つまり、中国語の言いさし表現は丁寧度が低いので、「丁寧体」レベルでは使いにくいと捉えられた。日本語の言いさし表現は丁寧度が高いので、「丁寧体」レベルでは使いやすいと捉えた。そのため、「丁寧体」レベルの「行為要求」「情報提供」「意志表示」の機能において、日本語の使用頻度が高い結果が出ていると考えられる。

「普通体」レベルにおいて、四つの機能は中日同様の使用率を示しており、使用状況が類似していると言える。つまり、「普通体」レベルで中日両言語の言いさし表現は用いやすいと考えられる。さらに、中国語の原文においてその言いさし表現の出現は全部「意思表示」の機能に集中する。

以上の分析を通して、丁寧度の相違は見られなかった。日本語の言いさし表現は「丁寧体」レベルの会話でも「普通体」レベルの会話でも使われやすいが、中国語の言いさし表現は「丁寧体」レベルの場合使われにくく、丁寧に扱わなければならない場面では、完全文を使う傾向がある。つまり、言いさし表現は日本語において、丁寧度の高い表現だと言えるが、中国語において、丁寧度が低い表現として捉えられているのであろう

第4章では、(4)「要請」と「申し出」、「理由説明」、「勧誘」、「断言を和らげる」、「断り」五つの機能においてポライトネス理論から、中日の言いさし表現の対訳戦略を考察した結果としては、以下の通りである。

「要請」と「申し出」の場合は原文においてネガティブ・ポライトネス(NP)に加えてオフレコード・ポライトネス(OP)が表されている場合の訳文においては、中国語訳日本語訳共に原文とほぼ同様にネガティブ・ポライトネス(NP)が表されているのが普通である。NP+PP 表れている場合の訳文において、原文とほぼ同様にNP+PP 表れているのが普通である。原文において、OP が表れている場合の訳文では、原文とほぼ同様にOP が表れているのが普通である。不一致の場合も当然であるが、今回の調査では見られないので、除外する。NP と OP そのまま保たれるのは、聞き手からまだ少し距離のある相手への軽い(相手の負担が大きくない)要請や依頼、下の者から上の者への意向を尋ねることに見られた。一方、NP+PP が表わされている例は、親しい男女間での要請や申し出において見られた。

「理由説明」の場合は、日本語の原文はOP が表れている場合、中国語の訳文もBOR ストラテジーを採用する場合が多い。特に、先生と学生の間、親しい友達の間では、BOR を採用することが多い。それに対して、日本語の訳文ではOP+NP あるいはOP を採用する。中国語の原文では、下の者から上の者への発話行為の間では、原文、訳文とも直接的な言い方を避け、地位が上の人い失礼にならないよう配慮して、NP+OP が用いられる。日本人にとって、文末を省略する部分が丁寧であるのに対して、中国人が相手に理由を説明する時、言いさし表現を用いる言い方よりは、白か黒かをはっきりさせた言い方が好まれる。

「勧誘」の場合は、中日の両言語には際立つ相違点が見られる。日本語の原文では、「レバ」で終わる言いさし表現で控え目に相手に意見を勧める。相手にとって負担がかからないことや利益になると思われることが含意されて、積極的なフェイス配慮をPPを採用する。それに対して、中国語の訳文では、直接的なBORを採用する。自分主張をはっきりする言語行動の特徴を表している。日本語の間接的に勧誘する言い方を中国語の直接的な言い方に訳することが多いのに対して、中国語の直接的な言い方を日本語の間接的な勧誘する言い方に訳することが多い。また、中国語の場合は、親しい目上には、遠慮するよりは、自分の意思や考え方をはっきりと伝え、聞き手に理解してもらおうとする話し手の気持ちが反映されていると言える、目上でも、親しい関係であり、はっきり自分の意思を伝えることは、それだけ聞き手との「心的距離」が近いということを示しているのかもしれない。そこで、勧誘場面において、中国語の場合ではPP+BOR ストラテジーが多用されるのに対して、日本語の場合PP+OP ストラテジーが用いられるのは多いである。

「断言を和らげる」の場合は、断言を和らげる場合、中日の言語習慣に著しく違ったところがあるということが明らかになった。日本語の場合は、絶対的な判断をすることはほとんどない、言いさし表現を使って、相手のフェイスを守り、負担を最小限にするNPやほのめかしたり、最後までいわずに省略したりするOPを採用するが、中国語の場合は相手に自分の判断を説明する時、相手にどれだけの迷惑がかかるかの度合いによって、表現が異なる。曖昧な言いさし表現を用いる言い方よりは、直接的な言い方が好まれる。このような場合を対訳する時、日本語の断言を和らげる言いさし表現が中国語の断言をする直接的な言い切り表現にしたほうが多いようである。

## 学位論文要旨および審査要旨

「断り」の場合上の者から下の者への断りでは、中国語の原文において、ポライトネスが表されていない BOR が用いられるのに対して、日本語の訳文において、ポライトネスが表されている OP となっている。下の者から上の者への断りでは、親しい間の会話では、社会距離などの関係によって、原文、訳文とも同様なポライトネスを表している OP が見られる。親しくない間の会話では、中国語の原文において、ポライトネスが表わされている OP が用いられる場合、またポライトネスが表されていない BOR が用いられる場合に対して、日本語の訳文において、ポライトネスが表されている OP となっている。

中国語において表されているポライトネスと、日本語において表れているポライトネス一致しない場合もあるが、一致する場合も多く見られた。特徴としては、日本語において、話し手と聞き手の社会的関係(親しさの程度や、立場や年齢などの力関係)によってポライトネスの表現が決まると言える。それに対して、中国語において、話し手と聞き手の社会的関係(親しさの程度や、立場や年齢などの力関係)によってポライトネスの表現が決まることもあるが、決まらないこともある。相手の利益になるのか、相手にどれだけの迷惑か掛かるかの度合いによって、表現が異なる。日本人は互いの関係が親密になり、心理的な距離感が短縮された場合でも、相手に負担がかからない、相手の利益を損なわない、良い人間関係を保つため、言いさし表現の使用頻度が高い傾向性が見られる。特に、「勧誘」と「断り」及び「断言」の場合では、日本語では、言いさし表現の使用がしばしば見られるが、中国語訳文では、そのような場合に脱訳されて、言いさし表現以外のほかの表現に通訳するものが多い。中国語と日本語の特徴を考慮されて、原文と訳文で、表されるポライトネスは異なっても、それぞれの言語において自然な形でポライトネスが表されるという点で、受け手への効果という内容上の等価性は保持されていると言える。

第 5 章では本研究のまとめと今後の課題である。本研究は話し言葉における日中の言いさし表現を取り上げ、その類似性と相違性に注目して、両言語における言いさし表現の使い方を明らかにした。今後の課題としては言い切り表現も含めて比較する必要がある。また、日中の言いさし表現についての考察は未解明の部分が多く、まだ十分な研究が行われているとは言い難い。

## 論文審査結果の要旨

日本語ドラマ 10 本、中国語ドラマ 10 本をもとに、そこにあらわれたすべての言いさし発話、日本語 195 発話、中国語 20 発話が収集され、それぞれの形態と意味が分析されている。日本語に比べて、中国語の言いさし文が少ないのは、文法的に十分想定される。しかし、ないわけでもないところが興味深い。

さて

## 1・言いさし文の意味について

言いさし文の意味を分析するにおいて、文の形態を問題とする立場、文の発話上の意味を問題にする立場、また発話の会話上の機能を問題とする立場というように、三段階のレベルを想定して分析することが望ましいのだが、本論ではいささか混乱が見られる。ただ、文形態の両言語についての分析は、たいへん緻密であり、発話の意味や機能などについて、中国語に関して、そのネイティブならではの深い分析がされていて、既成の研究とは一線を画している。中国語話者の視点からの研究は、たいへん貴重であり、日本語研究においても有益である。

2・ドラマを材料とすることで、音声言語だけでなく、それを支えるコンテキストが明らかになり、文字言語だけの研究よりも、より自然な形で分析できたとして高く評価される。ただ、一方の言語は字幕による文字言語であり、その字数制限などの問題点についての指摘がないのは、瑕疵と言える。その但し書きが必要である。

3・ポライトネス理論を使った両言語の分析は興味深い。中国語における「面子」の問題や、日本語での「配慮」に関する指摘は、新鮮である。言語が文化と密接な関係を持っているということを、非常に強く説得力をもって明らかにしている。この部分は、更に深く研究を進める可能性を秘めている。将来的な発展が期待される。

4・ただし、関連性理論を使った部分は、あまり効果的ではなく、むしろ蛇足だったのではないかと。関連性理論が重要なものとして大きく扱われていないので、問題とするわけではないのだが。

5・日本語教育の上で、言いさし文は、誤解を生じやすい文型であり、その教区を考えることが求められている。送り手の側からだけでなく、受け手の立場からの研究も示唆している点は、興味深い。

6・当初、提出された博士論文から、いろいろな意見を受けて、さまざまに修正がされて、論文審査に至った。最終的に、まとまった論文の体をなしたが、もっと早めの修正が望ましかった。

## 結語

以上、3 人での審議をつくした結果、呉琳の研究論文について、いくつかの部分的な瑕疵はあるものの、全体として、日中言語の言いさし発話という現象について、実証的に捉えられており、深い分析がなされていること、また将来的に更なる発展が期待できることを勘案し、博士論文として認めることに、審査員全員一致の結論を得た。ここに報告する。

〔博士（学術）〕

氏名 千野 万里子

〈学位〉種類	博士(学術)	論文項目	現代中国語に見られる近世中国語の影響		
授与番号	博甲国第9号				
授与年月日	平成28年3月3日	論文審査員	主査	詹 満江	
授与の条件	学位規程第6条		副査	小山 三郎 上野 恵司 大島 吉郎	

学位論文の要旨

近世中国語が現代中国語にどのような影響を及ぼしているのかについて、《红楼梦》（以下、《紅》と略す）と《儒林外史》（以下、《儒》と略す）を資料として、両作品に現れる禁止否定、使役・受身表現、進行・持続表現、同義並列複合語、接尾辞“一子”“一儿”の順に、各作品における使用状況や作品間に見られる違いを検討するとともに、それらが現代語にどのように引き継がれているのかを《骆驼祥子》（以下、《駱》と略す）と《稻草人》（以下、《稻》と略す）を資料に用いて見てきた。

第1章では、《紅》《儒》に現れる禁止否定について調査した。両作品に見られた禁止否定は一般的な禁止・制止、婉曲的な禁止・制止、強く念を押す語気を含む禁止・制止に分類できるが、《紅》では複数の語が併用されている中で“別”の用例が突出して多く、上記3類のいずれにも用いられており、禁止否定はしだいに“別”に集約されようとしていることがわかった。反対に《儒》では、上記3類を表すのに“不要”“不必”“不可”がそれぞれ用いられ、基本的にこの3語の分業が認められた。また、両作品における“別”“不要”“不必”“不可”の使用状況からも明らかのように、《紅》では一音節語が、《儒》では二音節語が優勢であった。現代語で書かれた《駱》《稻》では、《紅》《儒》に見られた傾向がそのまま引き継がれていた。

第2章では、使役・受身を表す標識について《紅》《儒》と《駱》《稻》を調査した。その結果、《紅》《儒》では“让”などまだ文法化されていないものも見られたが、4作品で用いられている使役・受身を表す語に大きな違いは見られなかった。一方、《紅》では使役と受身に同一の標識を用いる傾向があるのに対して、《儒》では両者を言い分けようとしており、これらの傾向は《駱》と《稻》にそれぞれ引き継がれており、《駱》においては同じ標識で表そうとする傾向がより強くなっていた。

第3章では、進行・持続表現について、特に“V1了V2”と“在+代詞（場所）”を取り上げて調査した。“V1了V2”については、《紅》《儒》ではV1に用いられる動詞の種類に一定の傾向が認められた。《駱》《稻》では、《紅》《儒》に多用されていた動詞を用いた例が見られたのに対して、《駱》ではわずかに1例用例が見られただけで明らかに後退が認められた。“在+代詞（場所）”は《紅》《儒》で文法化されているものはわずかであったが、登場人物の移動や視線の移動による場面転換後の状況を表す役割を果たすものが多く見られた。現代語では、《駱》において明らかに後退していたのとは対照的に、《稻》では“在+代詞（場所）”の文法化が進んでいた。

第4章では、《紅》《儒》に見られる同義並列複合語について調査した。その結果、AB/BA両方の配列順序がそろった37組中、両作品で優勢となる配列順序が一致したものが22組、不一致のものが9組、不明のものが6組であった。不一致のものは、両者の基礎言語の違いが反映されていると考えられる。《駱》《稻》では、《紅》《儒》においては優勢となる配列順序が異なるものが一致するようになるなど、両者の接近が認められた。

第5章では、《紅》《儒》に現れる接尾辞“一子”“一儿”について調査した。《紅》に見られる語幹が等しい“～子”と“～儿”は意味内容が同じか一部共通するものが多かった。また、《紅》《儒》に見られる“～子”は語幹が等しい場合、意味内容が等しくなるものが多く見られた。一方、語幹が等しい《紅》に見られる“～儿”と《儒》に見られる“～子”には、これらと語幹を同じくする“～子”が《紅》に見られ、《儒》に見られる“～子”は《紅》に見られる“～儿”ではなく、“～子”と意味内容が等しい、もしくは意味内容が一部共通するものが多数を占めていた。

第1章から第3章まではいずれも文法の範疇に含まれるが、これらの調査結果からは共通した傾向が認められた。《紅》《儒》に見られた禁止否定、使役・受身表現、進行・持続表現は作品ごとにそれぞれ一貫した特徴があり、《紅》は複数の文法機能を表すのに同一語（標識）を用いる傾向があったのに対して、《儒》は基本的に一つの文法機能には一つの語（標識）が対応していた。すはわち《紅》は集約、《儒》は分業というように全く異なる特徴が見られた。そして、《紅》《儒》で認められたこれらの特徴あるいは傾向は、基本的には《駱》《稻》にそのまま継承されているか、さらに発展していた。第3章は進行・持続表現のうち“V1了V2”と“在+代詞（場所）”に焦点を当てており、そのほかの標識については部分的に言及したにすぎないが、“在+代詞（場所）”が《駱》で後退していたのは、進行・持続を表す場合、“在+代詞（場所）”は淘汰され、別の語（標識）に集約されようとしていることを示していると考えられる。

第4章と第5章はいずれも語彙を取り上げた。第4章では両方の配列順序がそろった同義並列複合語のうち、優勢となる配列順序が《紅》と《儒》では異なるものが見られ、第5章では接尾辞“一儿”を伴う語が《紅》では多く見られたのに対して、《儒》ではわずかに検出されないなど、《紅》《儒》では語彙の分布や使用状況に相違が見られた。しかし、前半3章とは異なり、語彙を扱った後半2章においては各作品で共通した特徴・傾向を見出すまでには至らなかった。これはすでに各章末で述べたとおり、調査範囲が限定的であったり、個々の使用状況の詳細な調査がなされていなかったりするためである。また、語彙は量的に膨大であり、文法とは異なり言語内外の影響を受けやすく可変的であるために、文法と比較すると同一作品内であっても共通した特徴や傾向を見出し

## 学位論文要旨および審査要旨

にくいということもその理由の一つと考えられる。

さらに、付論 1, 2 ではそれぞれ、《儒》に見られる“只得”と南京方言に見られる否定副詞“没得”について取り上げた。これらはともに南京一帯の言語だけに見られる語あるいは用法であり、普通話には見られない、いわば淘汰された語であり用法である。しかし、これらの語や用法の生産と淘汰にこそ中国語の発展変化の過程や中国語の持つ特徴や傾向を見て取ることができるのである。

本研究において明らかとなった作品ごとの傾向や特徴は、すでに先行研究で知られているものも少なくない。また、方言地図などを利用すれば、ある語（標識）の使用範囲などはたちどころに判明するだろう。しかし、その語（標識）の実際の使用状況や同義の語（標識）との使い分けなどを知るには、その地域や作品を丹念に調べ上げることがやはり必要となる。本研究は、《紅》《儒》《駱》《稻》を資料として 5 つの項目について調査を行ったが、各作品の特徴や傾向を明らかにすると同時に、調査対象となった語（標識）の詳細な使用状況を示すことができたことは、大変意義深いと考えている。なぜなら、地域間や作品間の言語に見られる違いとはまさに、用いられている語（標識）やそれらの用法に見られる違いの総和にほかならないからである。ある地域や作品でどのような語（標識）が用いられているかを調査するとともに、その語（標識）がどのように使われているのかも同時に明らかにする必要があるのである。

## 論文審査結果の要旨

上記論文について 2016 年 1 月 13 日杏林大学八王子キャンパスにおいて最終試験（口頭試問）を実施した。

論文は近世中国語が現代中国語にどのような影響を及ぼしているかについて、18 世紀中葉のほぼ同時期に書かれた曹雪芹『紅樓夢』と吳敬梓『儒林外史』を主たる資料に、この二作品の言語と 20 世紀前半に書かれた老舍『駱駝祥子』と葉聖陶の童話作品数編の言語とを比較対照することによって現代中国語の形成過程を窺おうとしたものである。

近世語を代表する資料として北京語による長編小説『紅樓夢』と下江官話による同じく長編小説『儒林外史』の二作品を選定し、それぞれの流れを汲む現代中国語を代表する資料として老舍と葉聖陶の作品を選定したことはおおむね妥当であると考えられる。

論文は文法編と語彙編の 2 編から成り（他に付論 2 編を含む）、文法編においては禁止否定、使役・受身表現、進行・持続表現について、語彙編においては同義並列複合語、接尾辞“一子”“一儿”について考察している。

考察は詳細をきわめ、資料を綿密に読み込むとともに、過去における当該分野の主な研究成果にも目を配りながら、十分に説得力を有する結論を導いている。

口頭試問においては中国語史の時代区分、特に近世中国語の起点と終点、現代中国語の定義などについて問われたが、回答はおおむね肯定できるものであった。（これらについては、学界においてもまだ定論を得るに至っていないものであり、筆者の論は一つの立場として尊重されてよい。）

主たる資料の一つである『紅樓夢』はテキストが複雑であり、筆者はより原本に近いとされる脂硯齋系の写本に準拠したテキストを使用しているが、文学史研究としてはともかく、言語史研究としては多分に文言的語法や語彙を含む脂本よりも、より通俗的な口語表現に改められたいわゆる程本を利用したほうがよいのではないかとの意見が委員の中から出されたが、今後の検討課題として残るであろう。脂本と程本と、程本のうちの甲本と乙本との間の異同について調査することによって、筆者の論点はより明確で説得力に富むものになるはずである。

現代中国語についても、老舍と葉聖陶のみで代表させるのではなく、さらに同時代および現代により近い作家の言語にも目を配るべきではないか（一人老舍に限っても『駱駝祥子』が書かれた 1930 年代の小説作品と新中国になってから書かれた『茶館』等の戯曲作品との間にはかなりの距離が見られる）との指摘もあったが、これらはいずれも望蜀の願いであって、本

論文の現時点での価値をいささかも減じるものではない。

以上から、審査委員一同は一致して、当該学位論文を学術論文として極めて高い水準に達している、博士の学位を授与するに相応しいものであると判断するものである。